

～新しい法制度～

弁護士

須藤裕昭・村井久記

【事業承継】 事業承継対策は、「転ばぬ先の杖」

昨年10月1日、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が施行されました。今回は、事業承継を巡る問題とその活用について、須藤・村井両弁護士による解説をお届けします。

1 いわゆる「事業承継問題」とは（村井）

事業承継の問題とは、「後継者に対して、いかに円滑に事業を引き継がせるか」という問題です。これまでも事業承継の問題はありましたが、なぜ最近になって事業承継の話題がよく登場するのでしょうか？ その理由は、中小企業においてもいわゆる団塊の世代からの世代交代が、今後10年間でピークに達すると考えられているからです。

2 事業承継の準備は重要な課題です（村井）

事業承継の準備が十分に行われていないと、「相続税などで多大な課税対象となり、その支払のために後継者が事業用資産を手放さなくてはならなくなる」、「相続を巡ってもめ事が起きる」、「後継者が経営ノウハウを知らない」、「取引先・従業員の信頼を得られない」などといった問題が発生し、最悪の場合「廃業」に至ってしまいます。このように事業承継は会社の経営に大きな影響を与える問題なのです。

そこで国は、事業承継税制の抜本拡充を始めとした事業承継円滑化に向けた総合的支援策を整備し、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」（平成20年10月1日施行）により、円滑な事業承継を促進する法制度を用意しました。

3 事業承継における注意点は？（須藤）

我が国の多くの中小企業は、経営者自身が大部分の自社株式や事業用資産を保有し、強いリーダーシップを発揮して事業の舵取りを行っています。

このような特質を有する多くの中小企業においては、事前準備が不十分なまま事業承継を行うことによって、従来の経営基盤や取引先の信頼を大

きく損なう恐れがあります。

そこで、このようなリスクをできる限り低減し、円滑な事業承継を成功させるためには、①会社の現状（人事・労働、資産、キャッシュフロー、株主構成等）を十分に把握し、②承継すべき対象と受継者を確定する必要があります。また、事業承継時の課税リスクについても注意が必要です。

4 事業承継の種類・方法（須藤）

事業承継の種類は大きく分けて①親族内承継、②従業員等への承継（MBOやEBOの活用）、③社外への承継（M&A）の3つに分けられます。

このうち、社外へ事業承継を行う場合は、対内的にも対外的にも事業主体に大幅な変動を生じさせる承継方法であるため、何を（事業の全部か一部か）、誰に（後継者としての適性）、どのような方法で（合併、株式譲渡・交換、会社分割、事業譲渡等）承継させるかを極めて慎重に検討する必要があります。

上記のとおり、事業承継にはいくつかの種類があり、さらにその方法は多岐にわたるため、いかなる種類・方法で事業承継を行うことが当該会社において最適な選択肢となるかは、前記3に挙げたような検討項目をそれぞれ慎重に検討する必要があります。

5 専門家の利用（須藤）

事業承継は、会社経営者としては避けて通ることのできない問題でありながら、事前に十分な準備を行っている経営者はまだまだ少なく、いよいよ問題が現実化した時点で対応に苦慮することが予想されます。

そこで、円滑な事業承継を成功させ、引いては会社の健全発展を実現するためには、遠くない将来に事業承継を行うことになる会社経営者は、専門家である弁護士、公認会計士、税理士などに相談し、適切なアドバイスを受けることが必須条件と言えるでしょう。